

「フォレストいいで」の活用を中心とした飯豊町の 滞在型観光・通年型観光化等構想策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「フォレストいいで」の活用を中心とした飯豊町の滞在型観光・通年型観光化等構想策定業務(以下「本業務」という。)の目的や方針を十分に理解したうえで、基本設計を含み最適な提案を行うことができる業者を募集する。また、本事業の受託事業者は、今後、フォレストいいでの改修や運営管理に関する優先交渉権者となることとし、高い技術力や、施設運営に関し豊富な経験を有する事業者を契約の相手方として特定するために今回、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)を実施する。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

「フォレストいいで」の活用を中心とした飯豊町の滞在型観光・通年型観光化等構想策定業務委託

(2) 業務の内容

- ・本要項及び別添の「仕様書」に記載のとおり。
- ・本業務の受託事業者は、今後、フォレストいいで等の設計・建設・運営についての優先交渉権者となるため、その能力を有しかつ事業を担う事業者のみが応募可能とする。
- ・対象物件であるフォレストいいで等の概要や対象エリアにおける当町が考える方向性は別紙の通り。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

(4) 提案上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事務局

飯豊町商工観光課観光交流室

住所：〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字樺 2888 番地

電話：0238-87-0523(直通) FAX：0238-72-3827(代表)

Email：i-kankou@town.iide.yamagata.jp

4 調達方式

本業務の業者選定にあたっては、高度で専門的な知識及び技術、創造性、構想力を評価する必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

5 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下、「参加者」という。)は、参加申込をする時点で、次に掲げ

る資格要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、現在、競争入札参加者登録をしていない場合には、参加申込期限の令和7年6月30日（月）までに本業務に係る競争入札参加資格審査申請書等必要書類を事務局に提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- ③ 企画提案書等の提出期限において、国又は地方公共団体の指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ⑥ 各種納税証明において未納の金額がない者
- ⑦ 日本国内に本社（支社）、本店（支店）、営業所を有すること。

（2）参加資格審査申請

参加資格要件のうち、現在、飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録がなく、本業務に係る参加資格申請を希望する場合には、次に掲げる提出書類を提出するものとする。なお、この申請が正式に受理された場合においても、当該参加資格は、本業務に限定するものであり、飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録されるものではないことに留意すること。

【提出書類】

- ①参加資格審査申請書（様式第1号）
- ②商業登記簿謄本 登記事項証明書3か月以内に発行されたもの（写し可）
- ③納税証明書 法人税・消費税未納なしの証明書（納税証明書「その3の3」）（税務署）
3か月以内に発行されたもので、直前1年分の証明書。
- ④印鑑証明書 申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ⑥営業所一覧表（様式第3号）
- ⑦納入実績調書（様式第4号）
- ⑧財務諸表（直前1事業年度分の決算報告書等の写し）

6 参加申込

「5 参加資格要件等」を満たし、本業務の本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の提出書類を提出すること。

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式第5号）
- ② 会社概要書（様式第6号）
- ③ 他の地方公共団体等と連携による遊休施設等の活用・運営実績（様式第7号）

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参・郵送又はPDF形式のデータを電子メールにて送付すること。提出期限までの必着とする。なお、電子メールで送付する場合、到着の有無について提出先へ確認のこと。
- (4) 提出期限 令和7年6月30日(月)まで
 - ※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先 「3 事務局」に記載する事務局に提出すること。
- (6) 参加資格審査 提出された書類等に基づいて事務局で参加資格を審査し、資格適合者には、令和7年7月3日(木)までに、プレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。

7 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問票(様式第8号)により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。また、質問項目は、参加資格、参加申込及び提出書類の作成に係るものとし、審査に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
 - 令和7年6月30日(月)まで
- (2) 提出方法
 - 電子メールによる提出のみとする。
- (3) 提出先
 - 「3 事務局」に提出すること。
- (4) 質問事項と回答
 - 令和7年7月3日(木)までに、随時、飯豊町公式ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙の仕様書を熟読の上、次に定めるところにより作成すること。

- (1) 提出書類等
 - ① 企画提案書(様式第9号)
 - 企画提案書(様式第9号)に付帯する企画提案内容(任意様式)はA4サイズを使用し、表紙、目次、本編(提案内容)により構成するとともに、できる限り平易な表現(図表等を含む。)で作成すること。
 - ② 本編(提案内容)
 - 次の内容を簡潔に記載すること。
 - ア) 業務の実施体制 ※業務に係る人員配置や協力体制などを記載すること。
 - イ) 業務の実施計画及び実施スケジュール
 - ウ) 業務責任者、担当者(予定)の略歴及び実績
 - エ) 提案事項
 - ※各種データ収集・分析の手法、対策案検討の手法、住民参画の手法、現時点で想定される対策案の具体例などについて記載すること。
- (2) 経費見積資料

当該業務に必要なすべての経費を積算し、その内訳（任意様式）を添付すること。

（３）提出方法

上記資料に関し、印刷したものと電子データをそれぞれ期限までに提出すること

- ・印刷物：10部を持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留及び書留のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。
- ・電子データ：PDF形式にて電子メールで提出期限までに提出すること

（４）提出期限

令和7年7月9日（水）まで

※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（５）提出先

「3 事務局」に記載する事務局に提出すること。

（６）その他

- ① 企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出期間後における提出書類の修正、変更は認めない。
- ③ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。

9 受託者の選定方法

（１）選定方法

- ① 受託者の選定は、「フォレストいいで」の活用を中心とした飯豊町の滞在型観光・通年型観光化等構想策定業務委託公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、別表「評価基準」に基づき審査を行う。ただし、多数の参加表明があった場合は提出書類をもって事前の1次審査を事務局にて実施し選定することがある。
- ② 審査会での選定は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。また、選定経過については、公表しない。
- ③ 審査会は、審査委員の評価点の合計得点が最上位の者を最優秀事業者（契約予定事業者）として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者とする。
- ④ 最高得点の事業者が複数の場合は、審査会の合議により決定する。
- ⑤ 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、審査会において提案内容について審査を行い、提案の内容についてその目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該参加者を事業者として選定する。
- ⑥ 提案され審査会で評価された評価点について、60点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。

（２）選定結果の通知

選定結果の通知については、提案のあったすべての事業者に対し、令和7年7月中旬に書面及び電子メールで通知する。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時及び場所

(日時) 令和7年7月11日(金) 予定

(場所) 飯豊町役場 3階大会議室

(2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

企画提案書の説明を20分以内、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

(3) 説明者

説明者は、3名以内とする。

(4) その他

① 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。

② プレゼンテーションは非公開とする。

③ プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づいて表現することとし、新たな内容の資料等の使用は認めない。

④ プロジェクターとスクリーンは事務局で準備する。それ以外のパソコン等は持参すること。

11 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「5 参加資格要件等」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合

(4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(5) その他審査会が失格と認めた場合

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本町に請求することはできない。

13 参加辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第10号)を事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後において不利益を被ることはない。

14 実施要項の配布等

実施要項、様式の配布については、飯豊町公式ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

飯豊町公式ホームページ URL <https://www.town.iide.yamagata.jp/>

1.5 スケジュール

- ・参加表明書等及び参加資格審査申請書等の提出期限 令和7年6月30日（月）
- ・質問の提出期限 令和7年6月30日（月）
- ・質問の回答 令和7年7月3日（木）
※ 受領した質問については、随時HPにて回答を公表していく。
- ・プレゼンテーション参加要請書の送付 令和7年7月3日（木）
- ・企画提案書等提出期限 令和7年7月9日（水）
- ・プレゼンテーション審査 令和7年7月11日（金）
- ・審査結果通知及び公表 令和7年7月中旬
- ・契約期間 締結の日から令和7年12月31日まで

【参考】本業務後の想定スケジュールについて

- ・基本協定の締結 令和8年4月 提案内容により、受託者と相談
- ・フォレストいいでの改修開始 提案内容により、基本協定締結時に受託者と相談

1.6 契約の締結

本プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務については、企画提案内容等に記載された内容を反映しつつ、本町との協議を経て実施するものとする。そのため、最優秀提案事業者を選定されたものは、本町と機能向上に向けた協議を行い、契約締結の準備が整い次第、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案事業者が「1.1 失格事項」に該当した場合は、契約を締結しない。この場合、次点者と協議を行うものとする。なお、契約締結に関する事務は、飯豊町の規則に定めるところによる。

1.7 その他

- (1) 提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、選定結果を取り消すことがある
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加に要する一切の経費は応募者の負担とする。

別表

評価基準

項目	評価の基準	配点
観光計画との整合性	提案事業の趣旨が当町の観光計画やエリアが目指す方向性に適合しているか	10
提案の妥当性	地域の課題やニーズに対する捉え方は適切か	30
	町民意向の把握方法は適切か	
	雇用の創出や地域活性化への取組みが検討されているか	
	町全体への波及効果は検討されているか	
構想案の実現性	構想案や事業スキームに具体性があり、実現可能な計画になっているか	40
	外部資金の調達方法及び長期的な資金計画は適正か	
	町財政の最終的な負担が少なく、かつ観光消費を始めとした町へのリターンが大きいものになっているか	
業務実績	これまでに地方公共団体、民間等での事例を含め、本事業に類似した業務を実施した実績があり、設計・建設・運営を担える態勢を構築可能か。	15
見積書	(最も安価な業者の見積金額/当該業者の見積金額) × 5点 ※小数点以下第1位四捨五入	5
合計		100

【別紙】対象物件（用地・施設）の概要

（１）対象物件（用地・施設）について

本業務では、「フォレストいいで」・「コテージ木湖里館」・「中津川農村公園」（以下、「フォレストエリア」という。）を必須の対象として構想を策定し、その後、一体的に管理・運営することとする。

過去に国の補助事業を用いて整備した施設があり、使用にあたっての制限が存在するため、添付資料を確認すること。

（２）提案時の事業方式について

- ・現時点では指定管理方式により管理運営を実施している。
- ・土地は当町により所有を継続する。
- ・建物は無償での譲渡、もしくは当町による所有の継続をした上での指定管理や賃貸借とする。

（３）利活用にあたっての条件について

①提案内容

- ・宿泊業の運営を行う提案とし、「（４）」に即した内容とすること。
- ・当町としては本施設について、可能な限り早期かつ高付加価値なサービス提供による営業再開を希望している。

②費用負担

- ・当町として最終的な負担が少ない方法での活用の提案を期待している。

③事業の期間

町との協議により土地の賃貸借期間を決定する。契約開始から早期に宿泊業の営業を開始しなくてはならない。土地の賃貸借契約の期間中は宿泊業の営業を継続しなくてはならない。また、当町として長期の営業・管理・運営となる提案を期待している。

④敷地における条件

事業区域においては極力既存の地形・樹木・構造物等を活かした計画とすること。活用にあたり改変を行う際には、事前に町と協議を行うこと。

⑤土地の転貸、建物等の第三者への譲渡

土地を第三者に転貸し、又は土地に所在する建物その他構造物等を第三者に売却若しくは賃貸しようとするとき並びに、貸付財産の賃借権を第三者に譲渡しようとするときは、事前に町に申請し、承認を受けることが必要である。

⑥土地返還時の取り扱い

借受人は原状に復して返還することを基本とする。なお、改修等を加えた内容について工事実施前および返還時に、町との協議により承認を得た場合は原状回復は不要とする。

（４）対象エリアにおける当町が考える方向性について

- ・白川湖岸エリアは「白川湖の水没林」の人気により、メディアやSNSでも多くとりあげられシーズンの3月下旬～5月中旬の2か月間は渋滞が発生するほど多数の来訪者がある。また、今年度からはシーズンの長期化施策やライトアップ等夜間のコンテンツ造成、情報

- 発信の質・量を向上させており、今後さらなる来訪者の増加が見込まれるスポットである。
- 水没林以外にも過去より農家民宿による農業体験・都市部との交流や飯豊山登山といった体験、スノーパークにおける台湾インバウンド誘客（昨年度約9,300人）、米・山菜・米沢牛等豊富な食材など多様なコンテンツが存在する。
 - 一方で、白川湖においては最繁忙期においても「水没林の観覧のみ」の来訪者が多く、観光消費が伸び悩んでいることや、最繁忙期の一極集中による交通渋滞、白川湖岸公園エリア利用者や一般のカヌー利用者による環境汚染への懸念がある。また、キャンプ施設や老朽化した宿泊施設はあるものの、現代のニーズに合致した高付加価値な宿泊施設がなく、滞在時間を長期化できる宿泊需要を獲得できていない。
 - 水没林シーズン以外においても、上記のとおり、魅力的な宿泊施設がないことから町内での滞在時間が大変短く、多様なコンテンツを活かしきれていない。
 - 現在、フォレストエリアについては、静かで落ち着いた環境が保たれている。水没林シーズンを中心に「にぎやかで親しみやすい」白川湖岸公園エリアとの差別化を図り、「年間を通じてゆっくりと宿泊滞在したくなる」高付加価値でサスナブルな観光地作りを行うことで、上記課題の解決につなげていくことが重要である。このためには、カヌーツアーを実施する地元アクティビティ事業者や農産品の生産者と連携による体験コンテンツの提供などを行うことが欠かせない。また、オーバーツーリズムをはらむ環境下において、各施設での地元雇用の創出や地域への経済効果も欠かせないと考えている。
 - 当エリアは一部に「公園」も含まれていることから、宿泊施設の滞在客がくつろげることを前提としつつも、町民等が開かれた場所となる必要があり、施設だけでなく白川湖エリアや町全体が一体となって発展していくことを期待している。このため、町やまちづくり団体及び町民とともに観光地域作りに貢献いただける事業者とともに本プロジェクトを推進していきたいと考えている。

飯豊町のご紹介 アクセス



東京駅から山形新幹線 赤湯駅 2時間20分

赤湯駅から 車で約20分

山形空港 車で約60分

仙台から 車で2時間30分

新潟から 車で2時間20分

※国道のバイパス開通により、
赤湯方面からアクセスがより快適に。

新潟～仙台のちょうど真ん中

人口約6,100人
面積の8割が山林



つや姫、雪若丸



米沢牛の40%



どぶろく特区



アスパラガス



日本百名山 飯豊山 に降り積もる雪 ⇒ 雪解け水



白川湖の水没林（3月下旬～5月中旬）

- ・春に大量の雪どけ水が一気にダム湖に流れ込むことで3～5mほど水位が上がり、河岸の林が水没することで形成される。
雪どけ水の流入が減り、5月中下旬の田植え開始とともにダムの放水量が増えると水位が下がり、元の林の姿に戻りシーズンが終了。
- ・山形県の観光ポータルサイト上期NO.1アクセス数の人気スポット。
- ・SNSの映えスポット人気でここ5年で大きな注目
- ・期間中4万人を超える人出。GWは観光目的での渋滞が発生するほど。



時期・時間で様々な景観になります



残雪が残る早春期



滞在時間拡大・混雑緩和のためライトアップを開催

カヌーツアーが人気

- ・県内随一のアクティビティ事業者「いいでカヌークラブ」が町内に存在し運営。
- ・3,000人を超える多数の入れ込みあり。現状は白川荘横の護岸から漕ぎ出し
- ・フォレストいいで付近からの漕ぎ出しも可能の見込み
- ・いいでカヌークラブは、カヌーのみならずサイクリングや気球、スノートレッキングなど、通年でさまざまなアクティビティを提供。宿泊施設との連携も想定。



【グリーンシーズンの白川湖】
カヌー・SUPツアー



真夏の雪まつり SNOWえっぐフェスティバル



広々としたキャンプサイト（フリー、電源付区画）

田園散居集落景観（通年）



【その他 主な町内観光施設】

- ・当町では田園を活用したグリーンツーリズムが盛んであり、稲作体験をはじめとした農業体験の受け入れが可能。
- ・すでに若手農業者により、町アンテナショップがある高円寺中心に交流が進んでおり、魅力的な宿泊施設による誘客拡大が望まれている。



道の駅いで めざまみの里観光物産館



なかつがわ農家民宿

- ・白川湖から車で5分の中津川地区には狭いエリアに7軒の農家民宿が存在。
- ・民宿の宿泊のみならず、収穫体験や工芸体験、地元食の料理体験などを提供。
- ・元気なお母さん達がなかつがわ農家民宿組合ブランドで農産加工品も販売。



台湾インバウンド（飯豊町観光協会）

- ・1月中旬～3月上旬にスノーパークを開催
- ・昨シーズンは町の人口に迫る6,300名の台湾人の入れ込み
- ・飯豊町観光協会は台湾の大手A G T複数社と強いパイプを持ち、県内のインバウンド誘客の先駆的存在。
- ・現在、飯豊町及び近隣地域ではインバスで外国人が不安なく滞在可能な宿泊施設が不足。
- ・フォレストいいで再開の折には通年で施設への誘客活動を強く展開する予定。



サウンディング対象施設エリアについて (白川湖岸の観光施設等について)

「白川湖岸公園エリア」各施設

「フォレストエリア」各施設

①白川湖岸公園

②キャンプ場
区画サイト (一部電源付)

④釣堀

③パークゴルフ場

⑤温泉宿泊施設 白川荘

白川湖の水没林エリア
(緑色囲み)

⑥キャンプ場
フリーサイト

⑦フォレストいいで
(2019.6～休館中)

⑧コテージ木湖里館

⑨中津川農村公園

【現状】

- ・白川湖岸へ山形新幹線赤湯駅から車45分、米坂線手ノ子駅から車15分（手ノ子駅からタクシー5千円）
- ・①～⑨の全施設が、
株飯豊町地域振興公社による指定管理
- ・白川湖岸公園エリアの土地は概ね国（白川ダム所有）の用地であり、町で占用許可をとっている。
- ・白川荘の敷地は町の所有。
- ・春先、絶景の「白川湖の水没林」目当てに渋滞が発生する。
- ・冬は2～3mの積雪、公園の雪解けは4月中旬
県道・フォレストいいでにつながる町道の除雪は町で実施。自動車での通行が可能。

フォレストエリアについて

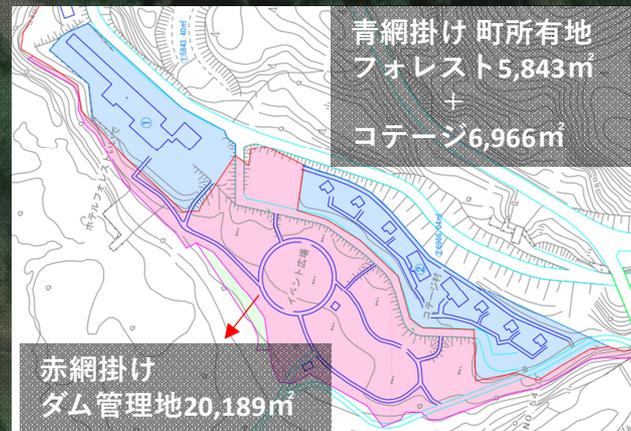
- ・青網掛け（フォレストいいで、コテージ木湖里館）は町所有の土地・建物
- ・赤網掛けは国（白川ダム）所有の土地
- ・一部、法定外公共物なども存在するが、民間活用開始前に整理を実施。

424

フォレストいいで
(2019.6～休館中)

ホテルフォレスト
いいで

フォレストいいで擁壁上から
矢印方向に見た景色



コテージ木湖里館
(第3セクターで営業中)

コテージ村木湖里館

中津川農村公園
⇒ダム管理用地。
町で占用申請及び、
オープン化申請を実施

ダム湖面境界（イメージ）
3月下旬～5月下旬までの湖面
その後は地面が露出し林に

赤線
標高338mライン（イメージ）

フォレストいいについて

正面玄関



正面（北西側）



湖上から



湖面側

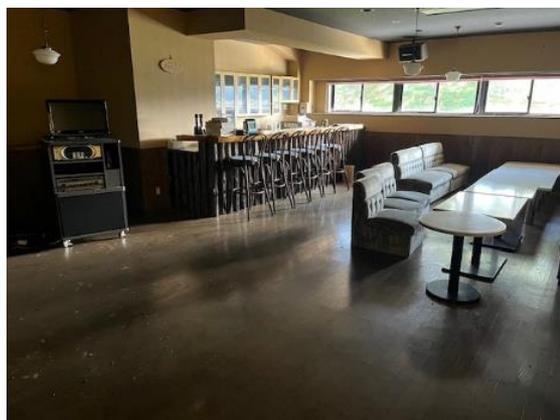


フォレストいいについて

1F大広間 (約100畳)



2Fカラオケバー



2F広間 (約160㎡)



レストランスペース



ロビー



フォレストいいについて

風呂



厨房



2階洋室



1階和室



コテージ木湖里館

外観



屋内

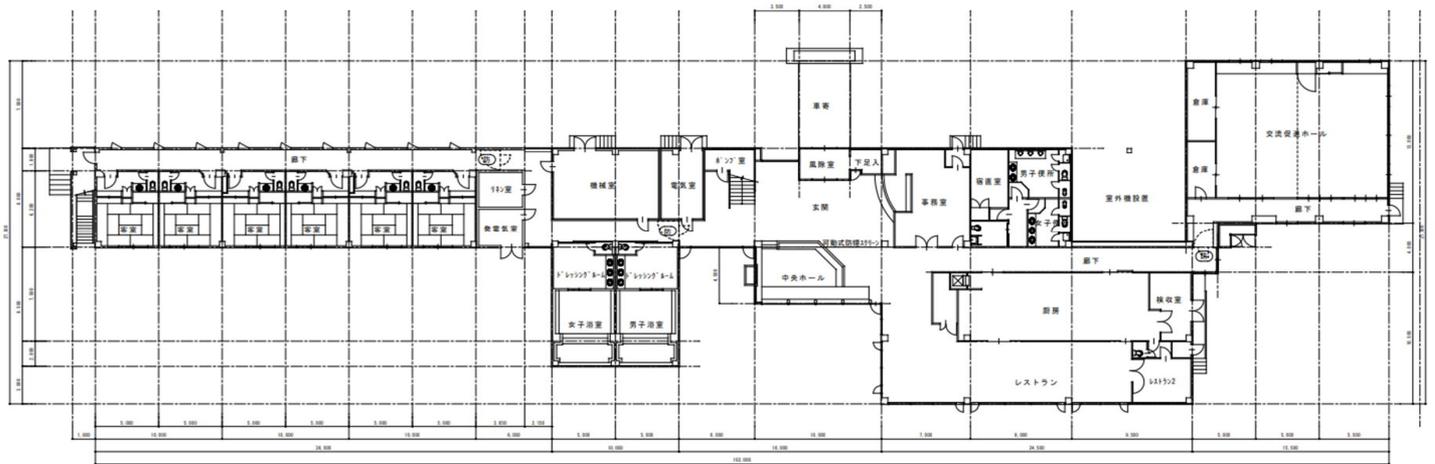


中津川農村公園

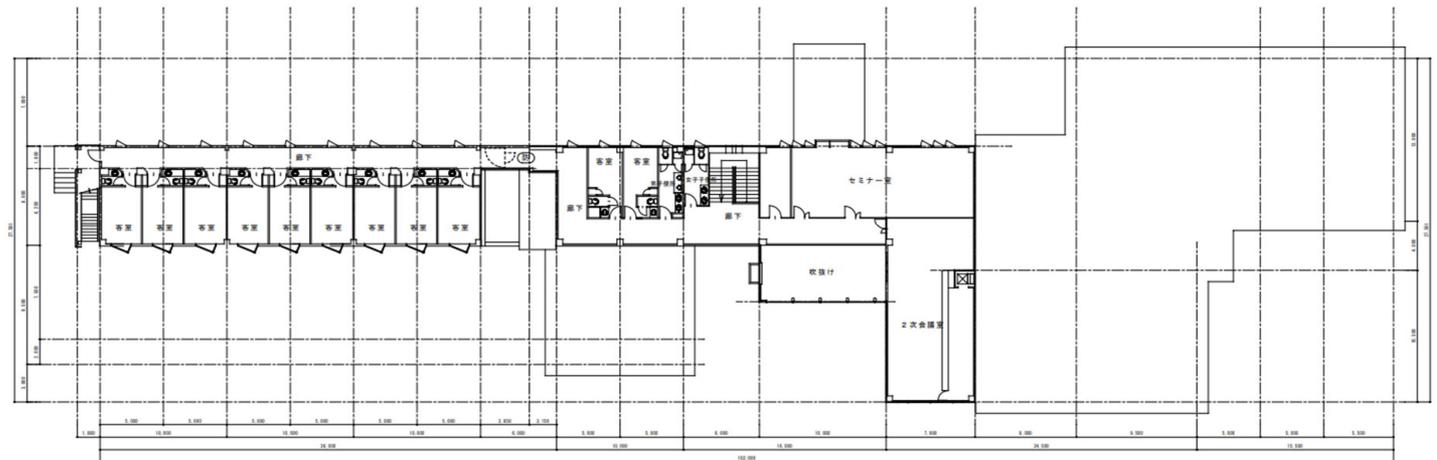


フォレストいいで平面図

1階



2階



各施設の概要

項目	フォレストいいで	コテージ木湖里館	中津川農村公園
住所	西置賜郡飯豊町大字須郷421-1		
用地状況/評価額	町敷地 /4,206,960円 課税評価額720円/㎡・面積5,843㎡	町敷地/5,015,520円 課税評価額720円/㎡・面積6,966㎡	国有地/20,189㎡ (ダム敷地の占用面積)
都市計画による制限	なし		
建築・造成等に関する制限	なし		
使用した補助事業名	山村振興対策事業（農林水産省）	林業構造改善事業（林野庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・県が公園を整備し、その後町に譲渡、現状、町予算により維持管理を実施。 ・所有は国（白川ダム）。ダム敷地であるため、町で河川占用許可を取得し管理。今後も同スキームにて使用可能。 ・フォレストいいで、コテージとセットで維持管理・活用を希望
補助率	50%	50%	
建設年度	平成8年度～10年度	平成8年度～10年度	
開業	平成11年度	平成11年度	
営業状況	令和元年6月から休業 第3セクター飯豊町地域振興公社に休業後の維持管理を委託	全10戸 営業中 第3セクター飯豊町地域振興公社に維持管理・営業を委託	
経過年数	26年	26年	約20,189㎡（駐車場合 占用面積）
構造物	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造	木造	
敷地面積 客室数等	約1,916㎡（延床面積） 客室数・収容人数 客室数 17 室 収容人数 50 人	1棟約80㎡（延床面積） 8 棟 10 戸	
耐用年数（総務省）	39年	17年	
耐用年数（農水省）	47年	22年	
建設当時の取得額	529,227千円	195,840千円	
年間利用者数 ※フォレストは休業前	【宿泊】 平成29年度 1,599名 平成30年度 1,516名 【宴会等】 平成29年度 1,561名 平成30年度 1,358名	平成30年度 1,114名（コロナ前） 令和4年度 835名 令和5年度 910名 令和6年度 870名	
年間高熱水費用 （平成30年度）	電気3,140,372円 水道 928,034円 ガス 91,801円 灯油 3,056,955円 ※ガスは厨房のみ。H30当時、白川荘でほとんどの調理を行い、持ってくる対応をしており、使用量が僅少となっている。	電気707,457円 水道 139,268円 ガス149,505円 ※10戸合計分	

項目	フォレストいいで	コテージ木湖里館	中津川農村公園
設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・休館に伴い各種点検は基本的に停止 ・H30まで特定建築物調査、防火設備調査を実施 ・電気設備点検のみ実施中 	-	-
浄化槽点検・汚泥引抜	フォレストいいでとコテージ木湖里館が同一の浄化槽を使用しており継続的に使用・点検実施		-
施設の状況・修繕必要箇所 ※詳細については、 <u>今年度エンジニアリングレポートを取得予定</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体は堅牢 ・全館空調の維持等、現状同様のスペックで修繕した場合、冷温水発生機、冷温水配管、温水ボイラー、トイレ便器、浴室器具の修繕が必要。<u>公共発注では1.3億円程度の見積。</u> ・電気・照明器具使用可 ・石綿を添加した建築材料は図面上使われていない見込だが、事前調査は未実施。 	使用上問題なし	-
その他 (活用に関する条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業にて整備した建物であるため、<u>耐用年数が経過するまで、用途(観光宿泊施設)の継承が必須。</u> ・<u>更地にしての建替えや別用途での使用は国への補助金返還義務が発生。</u> ・議会においても賃貸・売却等による民間活用を説明・了承済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過しているため、用途変更は可能だが、観光・宿泊施設での活用を希望 ・議会においても賃貸・売却等による民間活用を説明・了承済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・標高338mより低いエリアには洪水時のダム湛水エリアとなるため、構造物の設置はできない。すぐに撤去できるもののみ設置可能。標高測量済み。

町・置賜地域・山形県の観光マーケット等

項目	飯豊町	山形県南部（置賜）	山形県
令和5年度入込客数	569千人	7,640千人	38,664千人
令和5年(1-12月) 外国人入込客数	1,410人 (参考R6.1-3は10,263人に拡大)	41,498人	401,948人
令和5年度宿泊者数	16,631人	-	3,470千人